

庁舎管理業務嘱託員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、総務企画局総務部庁舎管理課に勤務する庁舎管理業務嘱託員について、必要な事項を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 庁舎管理業務嘱託員の職務内容は、庁舎管理の事務補助に関する業務とする。

(職名)

第3条 前条の嘱託員の職名は、庁舎管理業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）とする。

(任用数)

第4条 嘱託員の任用数は、1名とする。

(任用及び任用期間)

第5条 嘱託員は、総務企画局総務部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。ただし、選考の対象となる者が、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）で、定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者である場合は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 正規職員を退職する前の勤務成績が良好であること。
- (2) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (3) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

2 嘱託員の任用の期間は1年以内とし、4月1日から翌年の3月31日までの期間内とする。

(任用の更新)

第6条 次の要件を備えている嘱託員について、その任用を4回に限り更新することができる。

- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に該当すること。

2 市長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第7条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第8条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(服務)

第10条 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(勤務日、勤務時間等)

第11条 嘱託員の勤務日は、週5日とし、勤務時間は、午前8時30分から午後3時15分までとする。

- 2 嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(休日)

第12条 嘱託員の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対して、次の勤務年数の区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与する。

- (1) 1年目 10日
- (2) 2年目 11日
- (3) 3年目 12日

(4) 4年目 14日

(5) 5年目 16日

2 任用期間が1年に満たない嘱託員については、次の任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与する。ただし、更新した場合の年次有給休暇は、前項に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。

(1) 1箇月 1日

(2) 2箇月 2日

(3) 3箇月 2日

(4) 4箇月 3日

(5) 5箇月 4日

(6) 6箇月 5日

(7) 6箇月を超える期間 10日

3 第6条の規定に基づき、任用が更新された場合において、更新前（直近1年に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった年次有給休暇については、更新後1年に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第15条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途における採用又は退職の場合の第1種報酬)

第18条 嘱託員が、月の中途において採用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から採用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第19条 嘱託員が勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第17条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表に規定する4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第22条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(社会保険等)

第23条 嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(健康診断)

第24条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の実施について必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。